

砺波市農業委員会10月総会議事録

開催日時 令和4年10月5日(水)午後2時

開催場所 砺波市役所 3階 小ホール

出席した委員 25名

1番	老 健	16番	江成 周彦
2番	鴨井 克之	17番	樋掛 雅彦
4番	舘 和香子	18番	亀永 理恵
5番	川邊 洋	19番	平木 哲
6番	源通 一郎	20番	山本 涉
7番	松原 光雄	21番	山本 憲政
8番	飯田 輝一	23番	原野 敬司
9番	堀田 敬三	24番	前野 久
10番	齋藤 徹	25番	石田 智久
11番	吉田 一馬	27番	野原 外茂雄
12番	片山 雅喜	28番	吉田 孝夫
13番	黒田 英嗣	29番	西原 登
14番	川邊 孝之		

欠席した委員 4名

3番	境 真由美	22番	宮崎 雄介
15番	土田 英雄	26番	飛田 明雄

傍聴人

なし

出席した事務局職員 3名

事務局長 栄前田 龍平 主幹 大石 哲也 主事 深尾 芽生

農業振興課 1名

農地調整係 主事 蟹田 凌太郎

付議案件

議事

- 1) 議案第18号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 2) 議案第19号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転用許可申請
に対し意見決定について

協議

- 1) 協議事項1号 農用地利用計画の変更について

報告

- 1) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 2) 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
- 3) 報告第3号 農業経営改善計画の認定の取消について

その他

(開会 14:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和4年度・砺波市農業委員会10月総会」を開会いたします。
会議に先立ちまして、平木会長からご挨拶がございます。

会長 ご苦勞様です。先日まで晴れの日が続き、稲の収穫がほぼ終わったところかと思えます。以前なら収量の話など頻繁に耳に入ってきておりましたが、近頃はあまりそのような話が入ってこず関心が薄れているのかなと感じます。

さて、先日の富山県農業会議では農作物の鳥獣被害に関連して狩猟免許について話題が上がりました。農業と同様に高齢化が進んで免許を持つ方が減っており、人手の確保が課題となっています。鳥獣被害抑制のためにも対策を進めていただきたいところです。

本日も慎重にご審議をお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

ここで、ご報告いたします。本日は、在任委員29名中25名が出席されています。よって「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをご報告いたします。

この後はお手元の総会次第にしたがって進めさせていただきます。

なお、「砺波市農業委員会会議規則第5条の規定」により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、平木会長に議長をお願いいたします。

それでは、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、私から議事録署名委員を指名させていただきます。ただいてもよろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 それでは、議席番号5番 川邊 洋委員・議席番号6番 源通 一郎委員
をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。「議案第18号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について」、事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページをお願いします。
今月の案件は、4件でございます。

(議案書全件朗読)

番号1は、相続農地の売渡しを希望していたところ、地元の担い手である譲受人との契約がまとまりました。

番号2及び3は、市外在住の譲渡人が農地を手放したいと考えていたところ、近隣の農地の耕作者との売買契約がまとまったものです。

番号4は、離村離農のため農地の売渡しを希望していたところ、農地に隣接する住宅とあわせて売買するという事で譲受人との契約がまとまりました。譲受人は家族や地元の農業者の協力を得てこれから農業を行うものです。

譲受人は、農地法第3条第2項各号に掲げられている「常時従事者」「効率的な利用」「農業機械の所有状況」「下限面積要件」「地域との調和」のすべての許可条件を満たしております。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　ただ今、事務局より説明のありました「議案第18号」について、補足説明やご質問等がありましたら挙手願います。

1番について、譲受人は以前にも譲渡人から農地を取得したことがありますが、そのときに契約していなかった隣接農地について今回申請されたものです。

委員 　(「はい」の声あり)

議長 　原野委員、どうぞ。

原野委員 　2番と3番について、譲渡人は数年前に離村されましたが今回住宅も含めて財産の処分をすることになり、譲受人に農地を引き継ぐということで話がまとまりました。

2番の譲受人は地区外の方ですが周辺の自作地とあわせて通いで耕作されています。3番の譲受人は担い手農家の子にあたります。

委員 　(「はい」の声あり)

議長 　野原委員、どうぞ。

野原委員 　4番について、譲渡人は市外に居住し住宅は空き家となっているため、住宅に隣接する農地とあわせて地元の方に譲りたいという申出がありま

した。譲受人は地区内の方ですが昨年火災により自宅が全焼して新しく住まいを探しており、今回住宅とあわせて農地を取得することで話がまとまったものです。

議長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第18号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第19号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事務局 議案書の2ページをお願いします。
今月の案件は、2件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の「農地転用申請位置図」の1ページから5ページまでと併せてご覧ください。

申請地は、都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。申請地は公共インフラが整備されており、住環境が充実しています。市街地において分譲住宅が不足していることから、生活及び交通の利便性が高い申請地において、計画を立てたものです。

(議案書番号2朗読)

別添の位置図の6ページから10ページまでと併せてご覧ください。

申請地は、10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。農地転用の許可基準は、「隣接する土地との一体利用」に該当します。譲受人は農業法人の代表として農業を営んでおります。現在は砺波市街地のアパートで生活しておりますが、農業のより一層の効率化を図るため、地元で住宅を建築する計画を立てたものです。実家の宅地を使用貸借し、面積の不足分を農地で補います。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第19号」について、ご質問等がありましたら挙手願います。

委 員 　　(なし)

議 長 　　ご質問等がないようですので、採決を行います。
ここで、2番の案件につきましては、議席番号21番の山本憲政委員に関する案件となりますので、会場から一時ご退席をお願いします。
(21番 山本憲政委員 退室)
ただ今の「議案第19号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 　　全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
(21番 山本憲政委員 入室)
続きまして、協議事項1号 農用地利用計画の変更について、事務局より説明願います。

事 務 局 　　議案書の3ページをお願いします。
令和4年8月に受け付けた農振除外の願出は、8件となっております。

(除外案件番号1朗読)

譲受人は、現在実家の両親と同居してしています。2人の子供が成長し手狭になっていることや、今後両親の世話を踏まえて実家に隣接した農地で分家住宅を計画しています。

(除外案件番号2朗読)

譲受人は、現在実家の両親と同居してしています。2人の子供が成長し手狭になっていることや、今後両親の世話を踏まえて実家に近接した農地で分家住宅を計画しています。

(除外案件番号3朗読)

この度、納屋の建設されている一部が農地であることから、願出地の是正を図るものです。

(除外案件番号4朗読)

譲受人は運送業を営んでいます。業務拡大により大型貨物車両の駐車場が必要となり、会社に隣接する農地で確保することを計画しています。

(除外案件番号5朗読)

願出地は、砺波市がスマートインター柳瀬工業団地(第2団地)として計画しています。

(除外案件番号6朗読)

譲受人は家具・インテリア商品等の設計・製造・販売を営んでいます。現在、賃貸借している2か所の倉庫の契約が満了することから、代替倉庫の確保が必要になること、また、運搬の効率化を検討し、会社に隣接する農地で倉庫・駐車場敷地を計画しています。

(除外案件番号7朗読)

この度、道路の乗入れ個所と防風林としている敷地一部が農地であることから、願出地の是正を図るものです。

(除外案件番号8朗読)

譲受人は令和2年に願出地のところで空き家を購入し、印刷物のデザインや動画制作などを営む事務所として利用しています。物置や駐車場が不足しており、事務所に隣接する農地で用地の確保を計画しています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました「協議事項1号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 　　(「はい」の声あり)

議長 　　鴨井委員、どうぞ。

鴨井委員 　　3番について、既存の納屋を取り壊してお孫さんの住宅を建てる計画をしていたところ、納屋の建っている敷地の違反転用が発覚し今回申請され

たものです。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 山本委員、どうぞ。

山本憲委員 5番について、柳瀬地区では工業団地の第1期工事が進んでおりまして、そちらは企業の誘致が決まったところですので。今回はさらに企業誘致を進めるため隣接農地において第2期工事の申請が上がっています。ご承認よろしく申し上げます。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 樋掛委員、どうぞ。

樋掛委員 4番について、現在国道沿いに駐車場があるものの大型車両を増やすにあたり手狭であったことから、隣接する農地を駐車場として整備し業務拡大に備えるため申請に至ったものです。よろしく申し上げます。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 川邊委員、どうぞ。

川邊洋委員 1番と2番については、譲渡人のお子さんの分家住宅の建築を計画されています。譲受人は実家で同居されていましたが手狭になり、様々な条件から実家の増築はできませんでしたので、近隣の土地での分家住宅を申請されました。ご承認よろしく申し上げます。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 江成委員、どうぞ。

江成委員 7番について、家族構成の変化により将来的に増築や新築を検討しており、敷地について確認したところ違反転用がわかり今回申請されたものです。よろしく申し上げます。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 原野委員、どうぞ。

原野委員 8番については、事務所として家屋を購入した譲受人が隣接農地について駐車場や物置として利用したいということで申請されています。

加えて1点質問しますが、資料の図と現地の状態で相違があるようですが、資料の図面はどこのものでしょうか。

事 務 局 図面は行政書士が作成した合成公図です。

議 長 6番について、代替倉庫の建設が必要となり申請されたものです。現在の耕作者からは耕作代替地について相談がありましたので調整しているところです。

他にご質問等はございませんか。

ご質問等がないようですので、採決を行います。

ただ今の「協議事項1号」につきまして、賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全員挙手につき、本件は、原案どおり、可決いたします。

続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号・報告第2号・報告第3号について、事務局より説明願います。

事 務 局 (報告第1号・第2号説明・報告第3号)

議 長 ただ今、報告を受けた報告内容について、ご意見・ご質問等は、ありませんか。

委 員 (なし)

議 長 ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。

これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。

これにて閉会いたします。

(閉会 14 : 40)